

施設の使用停止等対象施設一覧

資料3-1

1 営業自体の自粛の法的要請をする施設

カテゴリー	対象	要請の内容
遊興施設	キャバレー	施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	性風俗店	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	射的場	
ビリヤード場		
ライブハウス		
場外馬(車・舟)券場		
劇場等	劇場	施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	施設の使用停止を要請 (=休業要請) 貸会議室は対象外とし、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	公会堂	
	展示場	
	文化会館	
	多目的ホール	

カテゴリー	対象	要請の内容
運動・遊技施設	体育館	施設の使用停止を要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする 屋外施設の場合でも、使用する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場（※1）	
	バッティング練習場（※1）	
	陸上競技場（※1）（※2）	
	野球場（※1）（※2）	
	テニスコート（※1）（※2）	
	武道場（弓道場を除く）	
	弓道場（※1）	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
文教施設	幼稚園（預かり保育を除く）	原則として施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	特別支援学校	

カテゴリー	対象	要請の内容
大学・学習塾等 (※)	大学	【床面積の合計が1000㎡ 超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校（自動車学校を除く）	
	日本語学校・外国語学校	
	学習塾	【床面積の合計が1000㎡ 以下の施設】 営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
体操教室	※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外	
博物館等	博物館	【床面積の合計が1000㎡ 超の施設】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	美術館	
	図書館（貸出・返却を除く）	
	科学館	
	記念館	【床面積の合計が1000㎡ 以下の施設】 営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	【床面積の合計が1000㎡ 以下の施設】 営業を継続する場合にあつては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	

カテゴリー	対象	要請の内容
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	<p>【床面積の合計が1000㎡ 超の施設】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1000㎡ 以下の施設】 営業を継続する場合にあっ ては、適切な感染防止対策 の徹底を依頼</p>
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	土産物店	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯等	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		

2 特に強く県外からの受入自粛を依頼する施設

対象	依頼の内容
道の駅（地域振興施設に限る）	特に強く県外からの受入自粛を依頼
農林水産物直売所	
大型古本屋	
自動車教習所・自動車学校	
キャンプ場	
海水浴場、海浜公園、釣り公園その他類する施設	
釣具・えさ店	
遊漁船	
内水面遊漁承認証販売所	
ゴルフ場	
ホテル又は旅館（宿泊の用に供する部分）	
「1 営業自体の自粛の法的要請をする施設」のうち、要請の内容によって除外される施設	
従来から県外からのお客様が多い飲食店及び販売店	